

「社会的差別の現実と差別解消の法制度」

(一社) 部落解放・人権研究所

代表理事 谷川 雅彦

1. はじめに～部落解放・人権研究所の自己紹介

- (1) 内閣府認可の一般社団法人（創設から 51 年）
- (2) 部落差別をはじめとする社会的差別をテーマにする民間の調査研究機関
- (3) 6 つの調査研究部門～「部落の歴史」「性差別構造」「人権教育・啓発」「差別禁止法」「社会的排除」「部落差別」～紀要『部落解放研究』（年 2 回発行）
- (4) 人権人材育成事業～「部落解放・人権大学講座」（74～）「人権啓発東京講座」（89～）
- (5) 人権教育・啓発事業～「部落解放・人権西日本夏期講座」（76～）「部落解放・人権高野山夏期講座」（70～）「人権啓発研究集会」（87～）「人権・同和問題企業啓発講座」（80～）
- (6) 出版事業～人権教育啓発情報誌 月刊『ヒューマンライツ』～電子版（Amazon Kindle 版）でも発行
- (7) 個人会員@10,000 円（年会費）～『ヒューマンライツ』『部落解放研究』『研究所通信』～公開研究会参加費無料ほか特典あり

2. 社会的差別の現実

- (1) 憲法 14 条 「差別されない権利」
「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」
- (2) ハンセン病差別
- (3) HIV/AIDS 差別
- (4) 水俣病差別
- (5) 見た目差別
- (6) 障害者差別
- (7) 外国人差別（ヘイトスピーチ）
- (8) 部落差別
- (9) 女性差別

※ 参考「被差別マイノリティのいま～差別禁止法の制定を求める当事者のこえ」
(部落解放・人権研究所編／解放出版社)

3. 差別禁止法・人権委員会の必要性

- (1) 「差別されない権利」を保障する法制度の不十分さ
- (2) 何が許されない差別なのかはっきりしない
- (3) 差別被害が可視化されず、取り組みが実行されない
- (4) 差別解消、抑止に実効性のある教育・啓発を行うために
- (5) 問題は社会の側にあるというメッセージ
- (6) 差別・偏見を恐れて「語れない被害」が少なくない
- (7) 過去の被害だけでなく「将来の被害」への対応検討

4. 差別禁止法の制定

- (1) 障害者差別解消法（2016年4月1日）
- (2) ヘイトスピーチ解消法（2016年6月3日）
- (3) 部落差別解消推進法（2016年12月16日）
- (4) ハンセン病問題基本法（2009年4月1日）
- (5) アイス施策推進法（2019年5月24日）

5. 差別禁止条例の制定

- (1) 部落差別調査規制条例
- (2) 障害者差別禁止条例
- (3) ヘイトスピーチ対処条例
- (4) LGBT差別禁止条例
- (5) 部落差別をはじめあらゆる差別撤廃、人権尊重の社会づくり

6. 差別禁止法の必要性

- (1) 何よりも法律の周知が大切
- (2) 法律を具体化する不断の努力
- (3) 「私には関係ない」「私は差別しません」という考え方で差別がなくなるか
- (4) 「医学モデル」と「社会モデル」という考え方。変えるべき、変わるべきものは？
- (5) 差別解消法はあなたの人権意識を問うている